

平成20年11月30日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったので、選挙人名簿を確定し、同令第22条第4項の規定に基づき、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めます。

平成20年10月20日

京都市長 門川大作

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数	11人
2 宅地の借地権を有する者が選挙すべき委員の数	1人
3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数	5人
4 宅地の借地権を有する者が選挙すべき委員の予備委員の数	1人

（南部区画整理事務所）